

岸和田市（平成 22 年 6 月 20 日から）

対象建築物	特定工程	特定工程後の工程
木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくはその他の構造又はこれの構造を併用する構造の建築物で、次のいずれかに該当するもの	◆基礎工事（※1） 法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる建築物（※2）の、基礎に鉄筋を配置する工事（以下「配筋工事」という。）	法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる建築物（※2）の基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（以下「コンクリート打込み工事」という。）
(1) 住宅（兼用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿を含む。）の用途に供する建築物で、当該建築物の確認の申請部分の床面積が 50 ㎡を超えるもの	◆建方工事（※3） （1. 木造） 屋根の小屋組の工事	壁の外装工事又は内装工事
(2) 前号の用途以外の用途に供する建築物で、床面積の合計が 300 ㎡を超えるもの又は地階を除く階数が 3 以上のもの	（2. 鉄骨造） 2 階の床版の取付け工事（平屋については、建方工事）	壁の外装工事又は内装工事
	（3. 鉄筋コンクリート造） 2 階の床及びこれを支持するはり（平屋については、屋根床版）の配筋工事（配筋工事を現場で施工しないものについては、2 階のはり及び床版の取付け工事）	2 階の床及びこれを支持するはり（平屋については、屋根の床版）のコンクリート打込み工事（コンクリート打込み工事を現場で施工しないものについては、2 階の柱及び壁の取付け工事）
	（4. 鉄骨鉄筋コンクリート造） 2 階の床及びこれを支持するはりの配筋工事	2 階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事
	（5. その他の構造（1 の項から 4 の項までに掲げる構造で法第 68 条の 11 型式部材等に係る認証型式部材等製造者による工事を含む。）） 屋根の工事	壁の外装工事又は内装工事
	（6. 1 の項から 5 の項までに掲げる構造の区分のうち 2 以上の区分にわたる構造） 該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事（主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事）	1 の項から 5 の項の構造の区分に応じて上記に掲げる特定工程後の工程の工事

（※1） 一の確認で検査対象となる建築物が 2 棟以上ある場合は、最も早く施工する棟の基礎配筋工事を特定工程とし、基礎工事を 2 以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の基礎の配筋工事を特定工程とする。

（※2） 法第 68 条の 20 第 1 項又は第 2 項の規定により法第 68 条の 11 第 1 項に係る型式に適合するとみなされる建築物を除く

（※3） 一の確認で検査対象となる建築物が 2 棟以上ある場合は、最も早く施工する棟の工事を特定工程とし、工事を 2 以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする

適用除外 ・ 法第 18 条及び法第 85 条の適用を受ける建築物

・ 確認の申請に係る部分の工事が増築、改築又は移転であり、既存の利用するため上記で規定する特定工程の工事を行わない部分がある場合、その部分については、この告示は適用しない。